

『特定既存単独処理浄化槽の判断の明確化に関する調査検討結果の概要（補足含む）』

1．特定既存単独処理浄化槽について

浄化槽法附則第 3 条（平成 12 年法律第 106 号）

既存単独処理浄化槽を使用する者は新法第 2 条第 1 号に規定する雑排水が公共用水域等に放流される前に処理されるようにするため、同号に規定する浄化槽の設置等に努めなければならない。

特定既存単独処理浄化槽に対する措置に関する指針（以降指針）より

- ・ し尿のみを処理し生活雑排水を処理しない単独処理浄化槽が数多く残存している。
- ・ 平成 30 年度末時点において浄化槽全設置基数約 756 万基の 50% に当たる約 381 万基が残存している。
→ 令和 4 年度末浄化槽約 752 万基の 47% に当たる約 349 万基が残存。
- ・ 40 年以上経過しているものは推計で約 100 万基も残存している。
- ・ 老朽化した浄化槽は特に合併処理浄化槽への転換を進める必要がある。



既存単独処理浄化槽は、生活雑排水の垂れ流しと老朽化(40 年以上)及び不具合等による公衆衛生への影響の懸念があるとされながらも、合併転換は努力義務となっている。そこで、行政機関による特定既存単独処理浄化槽の判定と措置を実施し、特定既存単独処理浄化槽の使用者に対して理解を求め、合併転換を勧める必要がある（P.45 2 . 1 ）。

指針では特定既存単独処理浄化槽に該当しない既存単独処理浄化槽についても合併処理浄化槽への転換を進めていく必要があることが記載されている。



特定既存単独処理浄化槽と判定することにためらいがあってはならない。

2. 特定既存単独処理浄化槽の判定について

特定既存単独処理浄化槽の判定の実態

総務省報告書によると、令和3年度は鹿児島県ほか3都道府県の実施状況と実施例は少ない。また、多くの自治体からは、()判定できるだけの知見が十分でない、()抽象的な判定基準の定量化が必要、()周辺環境への影響度をどのように確認すべきか分からないなどの意見があり、実施することが難しいとされており、検討が必要と考えられる(P.45 2.1)。

11条検査と特定既存単独処理浄化槽の違い

- ・11条検査結果に係る措置は法令で規定されていない。
→受検や保守点検・清掃、技術上の基準については助言、指導、勧告、命令が規定されている。
- ・特定既存単独処理浄化槽に係る措置は法令で規定されている。
→除却その他生活環境の保全及び公衆衛生上必要な措置をとるよう助言又は指導、勧告、命令をすることができる。
- ・特定既存単独処理浄化槽に係る措置は強い公権力の行使を伴う行為が含まれることから、その措置に係る手続きについての透明性及び適正性の確保が求められる(P.45 2.1)。

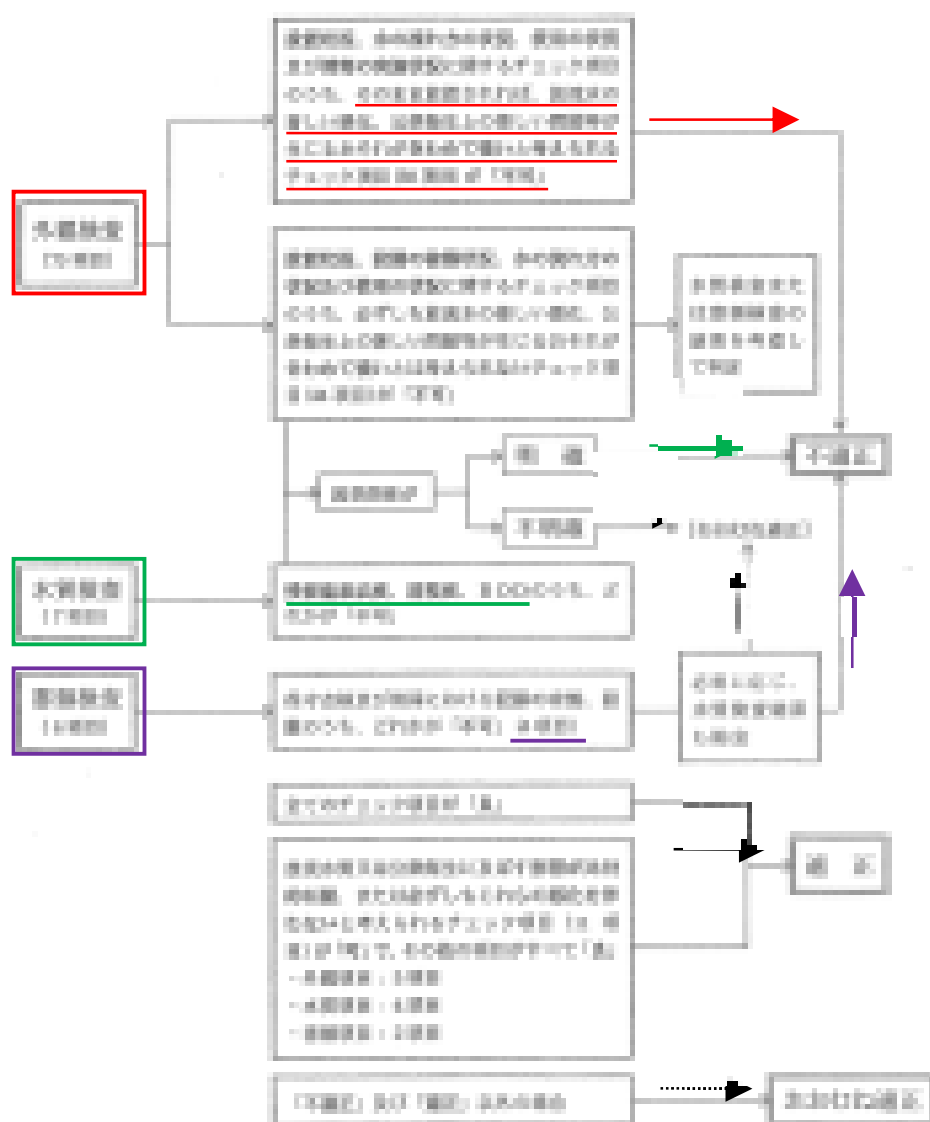


- ・11条検査の判定と判断の考え方を基本とし、その総合判定(【適正】【おおむね適正】【不適正】)及び各チェック項目での判断(「良」、「可」、「不可」など)を利用することで、適正かつ客観的な特定既存単独処理浄化槽の判定が可能となると考えられる。
- ・11条検査は、『浄化槽法定検査ガイドライン⁴⁾(環境省)』(以降「ガイドライン」)に基づき、指定検査機関が検査するものであり、具体的な判断基準が定められている。また、「浄化槽検査員講習会テキスト⁵⁾(財団法人日本環境整備教育センター)」(以降「テキスト」)では、判定方法の詳細が示されており、検査担当者の違いによって判定に差が生じないようにされている。従って、11条検査は適正かつ客観的な検査と位置付けてよい。

(P.45 2.1)

3.11 条検査の判断方法 (P.46 表 2.1、P.47 図 2.1)

	判断基準	補足
「良」	望ましい状態にある、又は異常が認められない。	・漏水等の判断が明確な項目では、「良」、「不可」の2段階で判断。
「可」	一部望ましくない状態又は異常が認められるが、通常の保守点検及び清掃の範囲で回復可能な程度であり、処理機能等に影響を与えるおそれが小さい。	・外観検査では、主に処理機能に与える影響、維持管理作業性に与える影響の度合いにより判断される。
「不可」	望ましくない状態又は異常が認められ、主として当該単位装置の <u>処理機能等に影響を与えることが明らか</u> である。	・水質検査では、数値による判断基準が示される。(BOD:「良」90mg/L以下、「可」90~120mg/L、「不可」120mg/L超、透視度:「良」7度以上、「可」4~7度、「不可」4度未満等)



4 . 11 条検査結果と特定既存単独処理浄化槽の定義

11 条検査結果

「不適正」とは、浄化槽の設置及び維持管理に関し、法に基づく浄化槽の構造、工事、保守点検 及び清掃に係る諸基準に違反しているおそれがあると考えられ、改善を要すると認められる場合とされているところである。

【適正】

すべてのチェック項目が「良」であるもの（一部の項目のみが「可」で、その他が「良」であるものも含む。）

【おおむね適正】

いずれかのチェック項目が「可」又は「不可」であって、「適正」又は「不適正」以外のもの

【不適正】

外観検査のチェック項目のうち、放流水質又は公衆衛生に著しい影響を与えるおそれが極めて強いと考えられる項目が「不可」であるもの
水質検査のチェック項目のうち、放流水質に係る項目が「不可」であり、かつ、外観検査又は書類検査の項目の判断結果から、法令の基準に違反しているおそれがある等その原因が明らかであるもの
書類検査のチェック項目のうち、放流水質又は公衆衛生に著しい影響を与えるおそれが極めて強いと考えられる項目が「不可」であるもの

特定既存単独処理浄化槽の定義

既存単独処理浄化槽のうち、そのまま放置すれば生活環境の保全及び公衆衛生上重大な支障が生ずるおそれのある状態にあると認められるもの



したがって、

11 条検査結果が不適正 = 特定既存単独処理浄化槽と判定してよい（特に上段の不適正 ）。 P.55 3 .

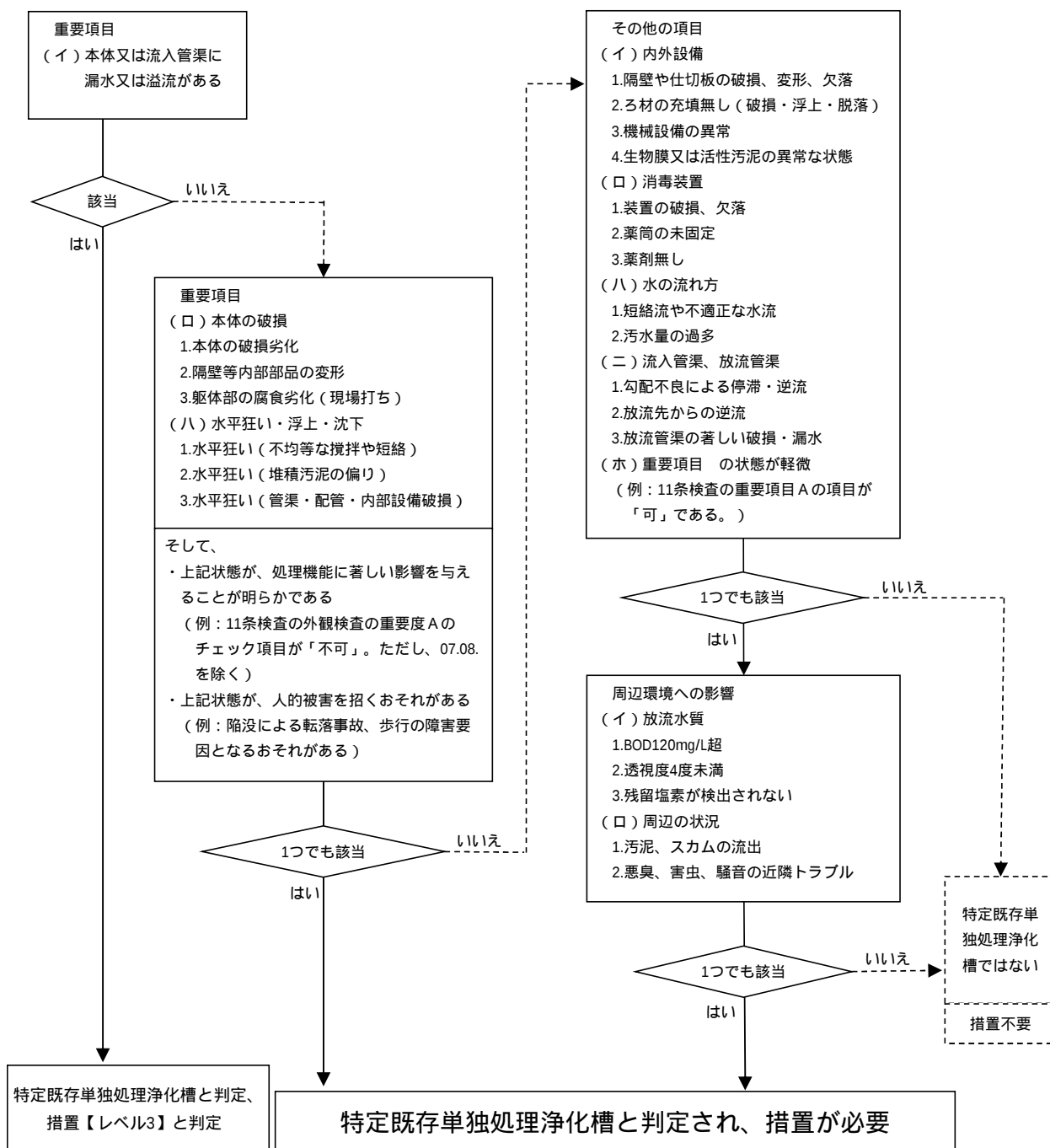
指針では、例えば 11 条検査結果が不適正であっても周辺環境への影響を鑑みることになっているが、不適正 の内容から周辺環境への影響は必然と考えられるため。また、外観検査がおおむね適正であっても周辺環境を鑑みて特定既存単独処理浄化槽と判定してもよいケースもあると考えられる。

5 .外観検査のチェック項目のうち、放流水質又は公衆衛生に著しい影響を与えるおそれが極めて強いと考えられる項目の例（下表 A）

（ P.49 表 2 . 2 ）

チェック項目		11条検査 重要度	特定既存単独処理浄化槽の参考事項				補足	【不適正】 の件数 (R3年度)
			外形的状況や性能状況		周辺環境へ の影響	参考となる 情報		
			重要項目	その他の 項目				
槽の水平、浮上又は 沈下、破損又は変形 等の状況	01. 水平の状況	A	○		○		Aの「不可」は特定と判定	9
	02. 浮上又は沈下の状況	A	○		○		Aの「不可」は特定と判定	7
	03. 破損又は変形の状況	A	○		○		Aの「不可」は特定と判定	1,101
漏水の状況	04. 漏水の状況	A	○	○			漏水は特定と判定	6,053
	05. 溢流の状況	A		○			溢流は特定と判定 (浄化槽本体の溢流を追加すべき)	75
浄化槽上部の状況	06. 上部スラブの打設の有無	C					機能上の関連が薄い	89
	07. 嵩上げの状況	A					機能上の関連が薄い、強度上、好ましくない状態	194
	08. 浄化槽上部及び周辺の利用又は構造の状況	A					機能上の関連が薄い、維持管理上、明らかに好ましくない状態	2,001
雨水、土砂等の槽内 への流入状況	09. 雨水の流入状況	A		○	○		Aの「不可」は特定と判定	75
	10. 土砂の流入状況	B						80
	11. その他の特殊な排水の流入状況	A			○		Aの「不可」は特定と判定	102
内部設備の固定状況	12. スクリーン設備の固定	B					単独処理浄化槽に関連が薄い	1
	13. ポンプ設備の固定状況	A		○	○		Aの「不可」は特定と判定	58
	14. 接触材、ろ材、担体等の固定及び保持状況	A		○	○		Aの「不可」は特定と判定	489
	15. ばっ気装置の固定状況	A		○	○		Aの「不可」は特定と判定	351
	16. 攪拌装置の固定状況	A、B					単独処理浄化槽に関連が薄い	5
	17. 汚泥返送装置及び汚泥移送装置の固定状況	A					単独処理浄化槽に関連が薄い	3
	18. 循環装置の固定状況	A					単独処理浄化槽に関連が薄い	5
	19. 逆洗装置及び洗浄装置の固定状況	A		○	○		Aの「不可」は特定と判定	78
	20. 膜モジュールの固定状況	A					単独処理浄化槽に関連が薄い	0
	21. 消毒設備の固定状況	A		○	○		Aの「不可」は特定と判定	2,304
	22. 越流せきの固定状況	A		○	○		Aの「不可」は特定と判定	112
	23. 隔壁、仕切板及び移流管(口)の固定状況	A		○	○		Aの「不可」は特定と判定	1,959
	24. その他の内部設備の固定状況	A、B		○	○		Aの「不可」は特定と判定	330
設置に係るその他の 状況	25. 設置場所の状況	C					機能上、維持管理上好ましくない間接的要因であり、関連薄い	13
	26. 流入管渠及び放流管渠の設置状況	A		○	○		Aの「不可」は特定と判定	1,707
	27. 送風機の設置状況	A、B		○	○		Aの「不可」は特定と判定	805
	28. 増改築等の状況	A		○	○		Aの「不可」は特定と判定	43

6．特定既存単独処理浄化槽の判定フロー案（P.56 図3．1）



7. 特定既存単独処理浄化槽の措置の判定基準

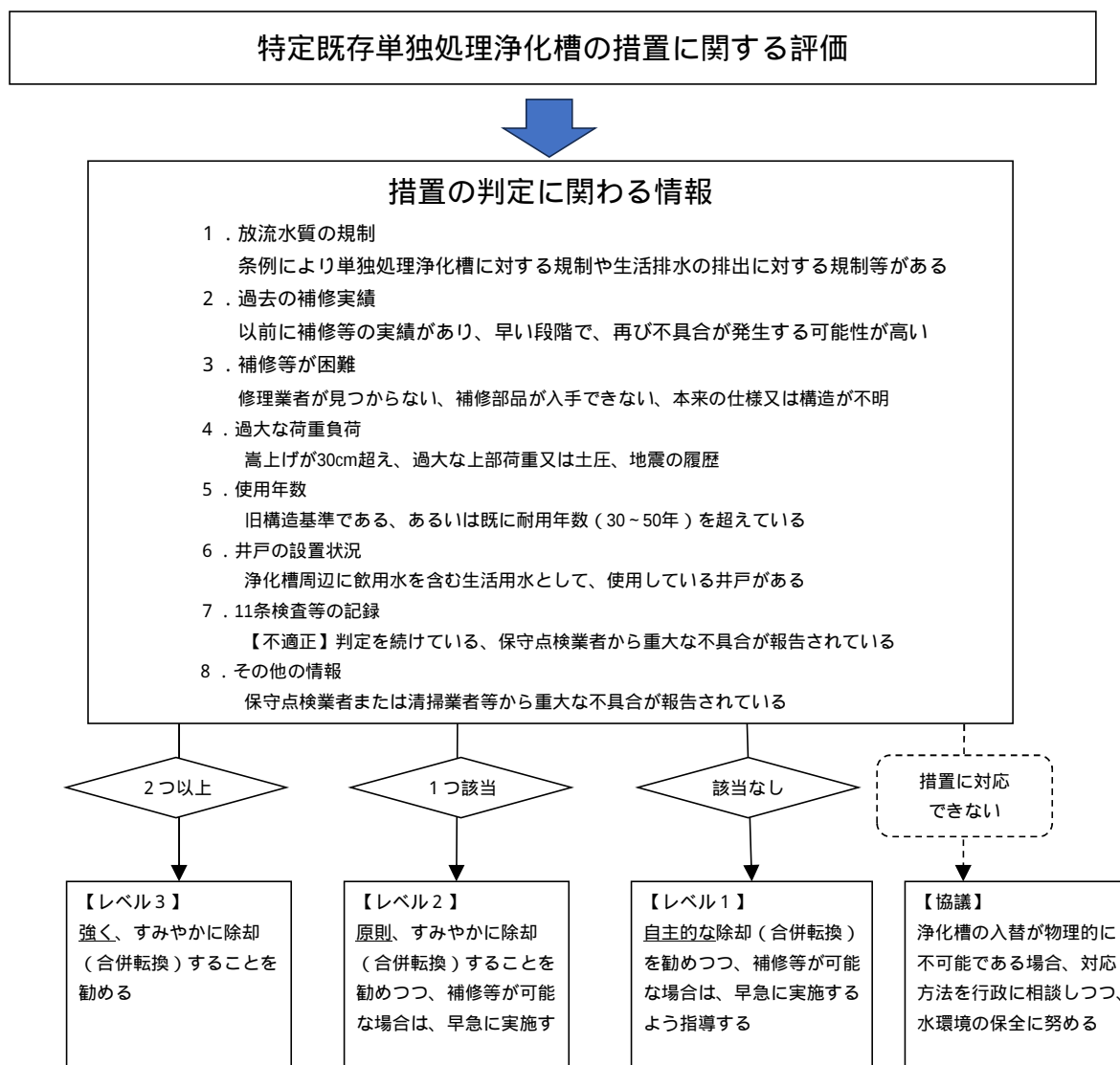
措置の判定基準例（P.57 表4.1）

項 目		内 容
1	放流水質の規制	条例により単独処理浄化槽に対する規制や生活排水の排出に対する規制等がある。
2	過去の補修等の実績	以前に補修等の実績があり、早い段階で、再び不具合が発生する可能性が高い。
3	補修等が困難	修理業者が見つからない、補修部品が入手できない、本来の仕様又は構造が不明。
4	過大な荷重負荷	嵩上げが 30cm 超え、過大な上部荷重又は土圧がある、地震の履歴。
5	使用年数	旧構造基準型である、あるいは既に耐用年数（30～50 年）を超えている。
6	井戸の設置状況	浄化槽周辺に飲用水を含む生活用水として使用している井戸がある。
7	11 条検査等の記録	【不適正】判定を続けている。
8	その他の情報	保守点検業者または清掃業者等から重大な不具合が報告されている。

措置の判定例

措置の判定	措置の内容
【レベル3】	強く、すみやかに除却（合併転換）することを勧める。
【レベル2】	原則、すみやかに除却（合併転換）することを勧めつつ、補修等が可能な場合は、早急を実施するよう指導する。
【レベル1】	自主的な除却（合併転換）を勧めつつ、補修等が可能な場合は、早急を実施するよう指導する。
【協議】	浄化槽の入替が物理的に不可能である場合、対応方法を行政に相談しつつ、水環境の保全に努める。

8．特定既存単独処理浄化槽の措置に関する判定フロー例（P.58 図4．1）



9 . 令和 3 年度の 11 条検査結果による判定の試算 (P.62 表 5 . 4)

既存単独処理浄化槽基数 (11 条検査対象基数)		3,462,597		100.0%
11 条検査実施基数		100%	961,741	27.8%
	【不適正】 【特定判定】	4.0%	38,782	【特定判定】
	【不適正】 【特定判定】ではない (重要度高い書類)	2.4%	22,385	159,510
	【不適正】 【特定判定】ではない (水質+軽微な書類)	0.1%	960	16.6%
	【おおむね適正】 【特定判定】	12.6%	120,728	【非特定】
	【おおむね適正】 【特定判定】ではない	12.5%	120,727	802,231
【適正】		68.4%	658,159	83.4%
11 条検査未受検基数		72.2%		2,500,856
11 条検査未受検基数を 11 条検査を参考とした判定の割合と同等として判定、更に旧構造基準の比率 24.0% を特定判定に加える	未受検基数から【特定判定】 16.6% を試算し、更に【不適正】分 24.3% を試算	16.6%	414,781	24.3% 100,847
	未受検基数の内【特定判定】にならないが、旧構造基準の比率分を試算	83.4%	500,658	75.7% 313,934
			1,585,417	24.0% 2,086,075

【特定判定】レベル 3	4.0%	139,629
【特定判定】レベル 2	12.6%	434,662
【特定判定】レベル 1	14.5%	500,658
【特定判定】とならない	69.0%	2,387,648
既存単独処理浄化槽 (11 条検査対象基数)	100%	3,462,597

10 . その他 (P.67)

既存単独処理浄化槽の 11 条検査実施比率は 27.8% (令和 3 年度) と十分ではないため、受検率を高めることが必要と考えられる。また、保守点検業者及び清掃業者からの情報や浄化槽台帳の情報を基に、特定既存単独処理浄化槽の判定を進めることも必要と考えられる。